

屋久島町ごみ分別表

資源物（紙類）

対象となるもの

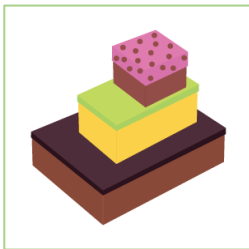


紙製容器・包装紙類

左記のマークを参考にして下さい。

紙箱、封筒、紙袋、コピー用紙など

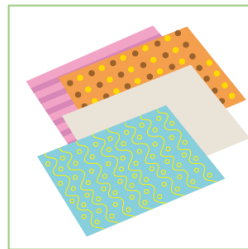
資源回収用袋に入れて曜日を守って出して下さい。



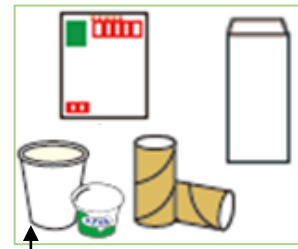
紙箱



紙袋



包装紙



ハギキ・封筒
紙コップ・紙カップ
トレットペーパーの芯

水で濯いで出して下さい。



たばこ

← 周りのフィルムは、プラスチック・ビニル類として、取り除いた箱は、紙類として出して下さい。



ティッシュの箱

← 内側のビニルは取り除き、プラスチック・ビニル類として、取り除いた後の箱は、紙類として出して下さい。



飲料パック



ふたの部分は取り除き、プラスチック・ビニル類として、取り除いた後のパックは、水で濯いだ後、紙類として出して下さい。お酒が入っているものに多いです。

【注意】

こちらのマークが付いている紙パックとは異なります。

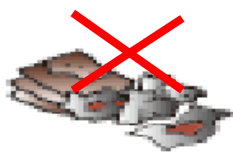
※ カップめんのみや容器は、紙製のもの、プラスチック製のものがありますので、 や の表記に従って出すようにして下さい。

【注意】

以下のものは、紙類としては出せません！



油がしみこんだ紙や汚れのひどい紙、紙コップや紙カップなど



紙おむつ

汚れがひどく、水で濯いでも汚れがとれない紙類や紙おむつは、再資源化できませんので、燃えるごみ袋に入れて出して下さい。